

三重県手話言語条例 新旧対照表

○三重県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三重県条例第二十一号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第三条（略） （専門委員）</p>	<p>第三条（略）</p>
<p>第四条 協議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときに解任されたものとみなす。</p>	<p>【新設】</p>
<p>第五条（略） （幹事）</p>	<p>第四条（略） （幹事）</p>
<p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。</p>	<p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幹事は、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。</p>
<p>第七条（略） （部会）</p>	<p>第六条（略）</p>
<p>第八条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選に</p>	<p>【新設】</p>

よつて定める。

第九条 (略)

第十条 (略)

第七条 (略)

第八条 (略)